

令和4年蘭越町議会第2回臨時会会議録

○開会及び閉会

令和4年 5月10日

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時32分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（ 9名）	1番	淀谷 融	3番	田村 陽子
	5番	永井 浩	6番	向山 博
	7番	難波 修二	8番	赤石 勝子
	9番	柳谷 要	10番	熊谷 雅幸
	11番	富樫 順悦		
欠席（ 1名）	2番	金安 英照		

○会議録署名議員

7番 難波 修二 8番 赤石 勝子

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	北山 誠一
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北川 淳一	商工労働観光課長	水上 昭広
教育次長	梅本 聖孝	総務課参事	今野 満
農林水産課参事	木村 恭史		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 福原 明美 書 記 和田 慎一

○議事日程

- | | |
|---------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明 |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 蘭越町税条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 蘭越町貝の館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 工事請負契約の締結について（大谷第 1 揚水機場ポンプ更新工事） |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 工事請負契約の締結について（第 3 団地公営住宅屋根・外壁改修工事） |
| | 議案第 6 号 工事請負契約の締結について（曙団地公営住宅屋根・外壁改修工事） |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 動産の取得について（除雪トラック） |
| 日程第 1 0 | 議案第 8 号 令和 4 年度蘭越町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 9 号 令和 4 年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号） |

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

これより、令和4年第2回蘭越町議会臨時会を開催いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

説明出席者につきましては、名簿をお手元に配布していますので、御了承願います。

また、本日の会議中、報道機関の取材について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、7番難波議員、8番赤石議員を指名いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長からお諮り願います。

8番赤石議員。

○8番（赤石勝子） おはようございます。

令和4年第2回蘭越町議会臨時会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日1日間といたします。

日程につきましては、皆様にお配りしています日程表のとおり行いたいと思いますので、議長より、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間とすることに決定しました。

○議長（富樫順悦） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第2回蘭越町議会臨時会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆さんの御出席をいただきまして、本臨時会が開催できますことを、まずもお礼を申し上げたいと存じます。

第1回蘭越町議会定例会が開催されました3月17日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で御報告申し上げます。

1ページ、3月24日、木曜日、午後3時から、この日は蘭越町商工会女性部の金谷部長と佐賀副部長が来庁され、愛の鈴160個が寄贈されました。

愛の鈴の寄贈については、昭和50年から始まった歴史のある事業で、今年も交通安全を願い、町内の幼稚園や小学校の新入生に贈らせていただいております。

同じく、午後6時30分から、この日は蘭越町生涯学習推進委員会が開催され、令和3年度の生涯学習活動の内容を3つの部会から報告をいただきました。また、令和4年度の活動の推進について協議がされ、部会を2つへ統合し、より実効性を高めた中で活動を推進することで承認をされております。

3月27日、日曜日、10時から、この日は北海道新幹線並行在来線対策協議会第13回後志ブロック会議が倶知安町で開催され、出席をいたしております。

北海道新幹線の開業に伴い、JR北海道から経営分離される函館線、長万部・小樽間については、長万部・余市間の鉄路廃止とバス転換が、沿線自治体の合意により既に決定をしているところですが、残りの余市・小樽間については、既に報道等で御存じのことと思いますが、前日3月26日に開催された3者協議の結果を踏まえ、余市・小樽間についても、鉄路廃止とバス転換が報告され、長万部・小樽間は全線バス転換することで確認をいたしたところです。

今後については、バスルートやダイヤを基本として、バス事業者にも参画をいただき、具体的な議論が進められるほか、一部自治体から求められているバス転換の時期の前倒しについても、沿線自治体の合意が必要となるため、協議が続けられることを確認をいたしたところでございます。

3月28日、月曜日、午前9時から、この日は3月11日に開催された第1回定例会において、蘭越町固定資産評価審査委員に選任同意されました、字田下、宮本勝義さんへ辞令を交付し、蘭越町固定資産評価審査委員として中立な立場で納税者の税負担の公平確保に努めていただくよう、お願いをいたしたところでございます。

同じく１１時から、この日は任期満了による後志広域連合長選挙が行われ、連合長に二セコ町片山町長が選出をされております。

３月３０日、水曜日、１３時２０分から、この日は第４回岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進協議会が岩内町で開催され、出席をいたしております。

当協議会については、岩宇・南後志地区の７町村において、洋上風力発電の導入に向けた取組を推進するため、当該海域の４漁協を交え、令和２年１月に設立をされており、昨年７月には、当該海域が将来的に有望な区域となり得ることが期待される一定の準備段階に進んでいる区域に国から位置づけられております。

なお、昨年１１月ですが、島牧村と島牧漁協の脱退が協議会で承認されたため、現在は６町村、３漁協で構成をされております。

この日の会議では、洋上風力発電の推進に係る関係漁協との調整状況や、促進区域の指定を見据えた運営体制について協議が行われたほか、国内の洋上風力発電を取り巻く情勢等について、情報提供を受けております。

今後については、当該地区の洋上風力発電導入に向けた共同調査の実施に向けて、参画事業者の公募が進められることとなっております。

２ページ、４月４日、月曜日、１０時から、この日は長年にわたり統計調査員の職務に精励され、統計調査の推進に大きく貢献された調査員に対し、統計功労者表彰を伝達をいたしております。

令和２年国勢調査の事務に精励され、成績が極めて優秀であった坪田和昭さん、石坂玲子さんに、総務大臣から交付された表彰状を伝達いたしております。

また、当日、都合により欠席された、各種統計調査に１０年間従事された外山真知子さん、大迫克司さん、２０年間従事された佐藤信衛さんに対し、北海道知事から感謝状が交付されておりますので、併せて報告をさせていただきます。

同じく１３時３０分から、この日は町民センターらぶちゃんホールにおいて、転入教職員辞令交付式が行われましたので、参列をいたしております。

今年度、蘭越町の小学校、中学校に着任された１０名の教職員の方に、教育長から辞令交付が行われ、その後、私から歓迎の御挨拶を申し上げたところでございます。

４ページ、４月２５日、月曜日、１３時から、この日は公共施設ＬＥＤ化事業プロポーザルを行い、三井住友ファイナンス＆リース株式会社１社から提案説明を受けております。構成企業として、アイリスオーヤマ株式会社、株式会社あかりみらい、協力事業者として株式会社長澤電気が参加し、今年度は、まず総合体育館と町民プールの２施設のＬＥＤ化を進めていく予定としておりま

す。

5月2日、月曜日、11時から、この日は台北駐日経済文化代表処札幌分所に伺い、所長の粘信士さんと懇談をいたしております。

本町出身の内閣府官僚で、現在は国立公文書館にお勤めの槌谷祐二さんの紹介で、粘所長、槌谷さん、私の3人で、本町と台湾との産業、文化、教育などに関する今後の交流等について懇談をさせていただいたところでございます。

次に、育苗施設の運営状況について、御報告を申し上げます。

育苗施設の播種作業は、昨年と同日の4月12日に開始をしております、作業開始に当たり、育苗施設運営委員会の中井委員長さんの御出席をいただき、健苗マットの出荷と操業の安全を祈願したところでございます。

今年の利用戸数は64戸で、供給マット数は、中苗マットは19万6,892枚、面積換算で563ヘクタール、密苗マットは9,960枚で、面積換算で66ヘクタール、合計マット数は20万6,852枚、面積換算で629ヘクタールでございます。

出荷でございますが、中苗マットは14日から始まり、28日に終えてございます。密苗マットについては、5月1日までに出荷を終了してございます。

出荷している苗の生育でございますが、職員が巡回確認しており、生育は順調との報告を受けているところで、豊穣の秋につながることを念じ、育苗施設の運営状況についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

議案第1号については、蘭越町税条例等の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、蘭越町税条例等についても、所要の改正が必要なことから、条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第2号につきましては、蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険制度維持を目的として、国民健康保険税の限度額の見直しと規定の整備を講ずるため、条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第3号につきましては、蘭越町貝の館条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

貝の館に学術交流を目的とする大気・海洋交流センターを設置することに伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第4号につきましては、大谷第1揚水機場ポンプ更新工事請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。

大谷第1揚水機場ポンプ更新工事は、4月25日、午前10時から指名競争入札を執行し、金額2億130万円で、日星・長澤特定建設工事共同企業体、代表者株式会社日星電機、代表取締役中谷光弘を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第5号につきましては、第3団地公営住宅屋根・外壁改修工事請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。

第3団地公営住宅屋根・外壁改修工事は、4月25日、午前10時から指名競争入札を執行し、金額5,478万円で、荒谷・テクノバンハウス経常建設共同企業体、代表者荒谷建設、代表荒谷直子を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第6号につきましては、曙団地公営住宅屋根・外壁改修工事請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。

曙団地公営住宅屋根・外壁改修工事は、4月25日、午前10時から指名競争入札を執行し、金額5,291万円で、株式会社志比川組、代表取締役志比川潤を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第7号につきましては、動産の取得について議決をお願いするものでございます。

除雪トラックについては、当初予算で議決をいただいておりますが、4月25日、午前10時から指名競争入札を執行し、金額4,187万80円で、UDトラックス北海道株式会社小樽支店、支店長一圓浩二を契約の相手方として購入契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第8号につきましては、令和4年度蘭越町一般会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ360万円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、総務費で、プロジェクターほか備品購入費300万円、民生費では、子ども・子育て基金積立金60万円を追加するものでございます。

歳入につきましては、子ども・子育て基金指定寄附金60万円、海の学びミュージアムサポート助成金300万円、合わせまして歳入総額360万円を充当するものでございます。

議案第9号につきましては、令和4年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ36万円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、デイサービス送迎車板金塗装修繕料36万円の追加、歳

入につきましては、自動車損害共済金３６万円を充当するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に担当課長から説明をいたします。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第４、議案第１号蘭越町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

名越税務課長。

○税務課長（名越義博） ただいま上程されました、議案第１号蘭越町税条例等の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和４年３月３１日に公布されましたことにより、蘭越町税条例につきましても所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

今回の主な改正は、固定資産課税台帳の閲覧等の記載事項の見直し、所得の課税方式、控除方式の見直し、住宅ローン控除の延長見直し、固定資産税の負担調整措置の特別な措置が講じられたことなどでございます。

参考資料①、蘭越町税条例等の一部を改正する条例の概要により御説明申し上げますが、今回の改正に伴う施行年月日につきましては、備考欄によるものでございます。

また、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、参考資料１ページを御覧願います。

本条例では、第１条で蘭越町税条例を改正し、第２条で過去に可決いただきました、蘭越町税条例等の一部を改正する条例を改正するものでございます。

まずは、第１条による改正でございますが、第１８条の４は、納税証明書の交付手数料に関する規定で、民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、登記簿に搭載される事項で、主なものといたしまして、新たに①から③の項目が追加されることなどに伴う規定の整備であり、民法等の一部を改正する法律附則に掲げる規定の施行の日から施行するものです。

第３２条は、所得割の課税標準に関する規定で、個人住民税の特定配当等及び

特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることの改正に伴う規定の整備であり、令和6年1月1日から施行するものです。

第33条の9は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する規定で、第32条の改正に伴う規定の整備であり、令和6年1月1日から施行するものです。2ページを御覧ください。

第35条の2は、町民税の申告に関する規定で、公的年金等受給者の住民税申告義務に関する規定の整備と、省令改正に合わせた項のズレによる改正であり、令和6年1月1日から施行するものです。

第35条の3は、法律改正に合わせた改正で、附記の文字を改めるものであり、令和6年1月1日から施行するものです。

第35条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定で、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加する規定の整備であり、令和5年1月1日から施行するものです。

第35条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定で、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳以上の扶養親族で退職手当等を有する者について、提出義務を追加する規定の整備であり、令和5年1月1日から施行するものです。

第47条は、法人の町民税の申告納付に関する規定で、法律改正に伴う規定の整備であります。法律の条項のズレによる改正であり、令和4年4月1日から適用するものです。

第72条の2、第72条の3は、第18条の4の改正に伴う規定の整備で、民法等の一部を改正する法律附則に掲げる規定の施行の日から施行するものです。3ページを御覧ください。

附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定で、控除の延長及び見直しに伴う規定の整備で、住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするとともに、カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅等は、新築住宅等、既存住宅とともに借入限度額が上乘せされ、令和5年1月1日から施行するものです。

なお、この措置による減収分は、全額国費で補填されます。最後のページ、6ページを御覧ください。

住宅ローン控除の所得税額の特別控除の該当要件等を一覧表で記載しております。3ページにお戻りください。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等で定める割合の規定でございます。法律改正に伴う規定の整備です。

第25項は、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準額の特例措置の創設で、特例割合は4分の3とする規定であり、令和4年4月1日から適用するものです。

附則第10条の3は、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充に伴う改正による規定の整備であり、令和4年4月1日から適用するものです。4ページを御覧願います。

附則第12条は、固定資産税の特例の規定で、固定資産評価額と実際に課税している価格の課税標準額においてかい離があった場合、これを是正する際は一気に引き上げるのではなく、評価額の5%を加算して緩やかに評価額に近づける負担調整措置を令和4年度に限り、商業地等においては、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に評価額の2.5%を加算した額とする特別な措置を講じる規定の改正であり、令和4年4月1日から適用するものです。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例に関する規定で、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り、適用する規定の整備であり、令和6年1月1日から施行するものです。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、租税特別措置法の改正に伴う規定の整備であります。法律の条項のズレによる改正であり、令和5年1月1日から施行するものです。

附則第20条の2、第20条の3は、法律改正に合わせた改正であり、令和6年1月1日から施行するものです。5ページを御覧ください。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定で、附則第7条の3の2の改正に伴う規定の整備であり、令和5年1月1日から施行するものです。

次に、第2条による改正は、令和3年蘭越町条例第10号による蘭越町税条例等の一部を改正する条例を改正するものです。

第35条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定で、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備であり、令和5年1月1日から施行するものです。

附則第2条は、町民税の経過措置であります。法律改正に伴う規定の整備であり、令和6年1月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第5、議案第2号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

名越税務課長。

○税務課長（名越義博） ただいま上程されました、議案第2号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正理由は、本町の国保制度の維持と国保財政の安定を図るため、国民健康保険税の各賦課区分の限度額の引き上げを行いたく、条例の一部改正をお願いするものです。

参考資料②、新旧対照表により御説明申し上げます。

変更箇所はアンダーラインを引いてございます。

第2条は、課税額についての規定でございまして、第2項中、基礎課税額の限度額を60万円から2万円を引き上げ、62万円とするものでございます。

また、第3項中、後期高齢者支援金等課税額の限度額を16万円から2万円を引き上げ18万円に、第4項中、介護納付金課税額の限度額を14万円から1万円を引き上げ15万円に改め、全体では5万円引き上げを行うものでございます。

次に、2ページを御覧願います。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございまして、第1項中、60万円を62万円に、16万円を18万円に、14万円を15万円に改めるも

のでございます。

この改正による影響ですが、介護納付金が必要のない40歳未満、65歳以上の世帯は、現行の76万円から80万円となり、18世帯が該当となる見込みでございます。

また、介護納付金が必要となる40歳以上、65歳未満の世帯は、現行の90万円から95万円となり、16世帯が該当となる見込みでございます。

なお、税率は変えておりませんので、限度額に達していない被保険者につきましては、影響はございません。

附則第2項は、規定の適正化に伴う規定の整備でございます。

附則といたしまして、令和4年4月1日から適用するもので、第2項では国民健康保険税の課税に係る適用年度を定めております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第6、議案第3号蘭越町貝の館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） ただいま上程されました、議案第3号蘭越町貝の館条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

今回の改正につきましては、貝の館に学術交流を目的とする大気・海洋交流センターを設置することに伴い、規定の整備を図るため所要の改正を行うものです。

それでは、参考資料3、新旧対照表により御説明させていただきます。

改正箇所ですが、アンダーラインを引いております。1ページを御覧願います。

はじめに名称及び位置、条例第2条第2項の追加につきましては、貝の館に学術交流を目的とした場を設置し、名称を蘭越町貝の館大気・海洋交流センターと新たに規定するものです。

次に、業務内容、条例第2条の2の追加につきましては、これまで貝の館の業務内容を条例で明文化していなかったことから、第1号資料の収集、保管及び展示等を行なうことから、2ページになります、第8号その他、貝の館の設置の目的を達成するために必要な業務までの8項目について、貝の館の業務として新たに規定させていただくものです。

次に、職員、条例第3条規定につきましては、貝の館については平成23年度から学芸員を兼務で配置しておりますが、条例において、学芸員の配置について規定されていないことから、今回、必要な職員の前に学芸員及びを追加するとともに、同条第2項といたしまして、学芸員が主体的に携わる業務について新たに規定させていただくのです。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

附則についてですが、アンダーラインの記載について漏れておりますので、記入についてお願いいたします。

また、大気・海洋交流センターについては、6月1日にオープンを予定しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議願います。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

どうも分からないので、ちょっと素朴な質問といえますか、何点か確認したいと思います。

まずは4月1日から貝の館については、商工観光課から総務課のほうに移ると、そういう理解をしております。この条例とは別に、行政組織等に関する規則の中で、おそらくそういう必要な規則の改正がされていると思うんですね。今まで分掌事務として商工労働観光課の中にあった学芸係

をなくして、その学芸係の中にある貝の館に関するということ、そういう規定があったんですけども、それをなくして、今度は総務課の中に気候変動対策係をおそらく規定していると思うんです。その行政組織に関する規則が手元にないので分からないんですけども、そういう規則の改正をして、これまでの商工労働観光課の分掌事務を学芸係から総務課の気候変動対策係に、この貝の館に関する運用については変えると、そういう規則の変更をしたというそういう理解でよろしいでしょうか。まず1点、お伺いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 難波議員の御質問にお答えいたします。

貝の館に関しましては、議員おっしゃられますように、令和3年度までは商工労働観光課学芸係ということで事務分掌規程のほうに配属となっておりましたが、4月からですね、総務課の気候変動対策係ということで、こちらに関しましては、本年3月中にですね、規則改正をして、そのような貝の館についても、担当するということで規則のほうを改正しております。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） はい。7番です。

そういう前提で、ちょっとお尋ねしたいと思います。

あとでちょっと執行方針のことを申し上げますけれども、まず、この大気・海洋交流センターというですね、そういうものを貝の館の中に設けると、そのセンターと、それからその総務課の中の気候変動対策係という、その相関関係といいますかね、関連性というのはなかなか見えてこないんですよ。条例を見ますと、第2条の2項にそういうことで名称を変えて、貝の館だけではなくて、大気・海洋交流センターというものを加えたものにしていくと、こういうことになるわけですけども、この名称で貝の館大気・海洋交流センターということになるわけですけども、この今、付け加えたその大気・海洋交流センターの業務内容や、次の2条の2を見ても、大気の一文字も、海洋の一文字も全く出てこないという、どうもなんかこうこの業務内容だけを見ると、従来の貝の館の業務内容というふうに考えてもいいような、そういう語句になっているんですよ。ですから、大気・海洋に関わる、例えば調査をするとか、研究をするとかっていう、そういう

文言が一つでもあればですね、新しく生まれ変わった貝の館は、その大気・海洋に関わるようなことをやっていくということが見えてくると思うんですけども、それも全くこの業務内容の中にあるということで、どうもなんかすんなり理解ができないなという、そういう条例になっているような気がします。また加えて、総務課の気候変動対策係がこの運営をしていくという、気候変動対策係との関係性というのが全くこの中で出てこないものですから、そのへんについては、どのような考え方がこういう文言にしたのかというあたりについて、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 難波議員の貝の館の業務内容についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、その業務内容の中に大気・海洋交流センターの規定がないという御質問ですけども、気候変動対策で重要となります地球温暖化シュミレーションに関するモデルにつきましては、昨年のノーベル物理学賞を受賞されたプリンストン大学の真鍋教授が、1969年に提唱した大気・海洋結合モデルに端を発しておりますけれども、この気候変動の問題につきましては、18世紀半ばからイギリスで始まった産業革命による二酸化炭素の排出に起因すると言われておりまして、それ以降に排出された温室効果ガスによる影響等も含め、現在、様々な分野において気候変動に関する研究が進められているところで、そのような歴史的経緯も踏まえ、大気海洋学に関する気候変動の問題だけではなく、環境問題や自然の力を活用する再生可能エネルギー、道内におきまして、自然と共生をこれまで図ってきたアイヌ文化の紹介等も併せ、大気・海洋交流センターにおいて情報発信を行っていききたいことから、このような分野も包含するかたちで、自然史という名目で条例の中で規定させていただいております。また、気候変動係と、大気・海洋交流センターの関連性につきましてはですけども、気候変動係の係長は、御存じのように貝の館の学芸員が兼務しておりますけれども、そちらのほうとの関連も含めまして、気候変動係のほうですね、町内の再生可能エネルギーの推進につきましても、担当業務としておりますので、そのようなかたちで関連性をもたせておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○ 7 番（難波修二） 最後に、今、聞いても、言っていることは間違いないのだろうと思うんですけども、正直言いまして、よく理解できないんですね。まさにそのことをどういうふうに町民の皆さんにお知らせをして、啓発という言葉が良いかどうか分かりませんが、そういうことを進めていくんですよということを、広く理解を深めるということこそが、まさに目的ではないかなというふうに思うんですよ。ですから、そういうことも啓発活動といいますか、PRといいますか、説明といいますか、そういうものをやっていくというところがですね、ないと、やっぱりこういう主旨なんですよということをいくら担当者が理解しても、なかなか浸透していかないのではないかと、そういうところを非常に危惧するんですよ。こうした活動が社会的背景を含んで非常に重要であるということは理解しているつもりなんです。だからこそやっぱり、こういうものをしっかり立ち上げてやっていくということについてはですね、もっともっとやっぱり徹底した説明というものが、このかたちがあればなかなか空回りしていくような、そういう取組、活動になっていくのではないかと、そういうところが非常に心配をしているという立場で質問をさせていただきました。それで、執行方針、もう1回見直してみたんですけども、執行方針の28ページ、29ページに貝の館の拡大について、こういうふうに書いてあるんですね。大気・海洋交流センターを施設内に設置し、第6期科学技術イノベーション基本計画の多様な幸せを実現できる社会構築の実現に向けた産学官連携の拠点として機能させ、気候変動対策係を総務課に新設して取り組んでまいりますと、ものすごい崇高なものをやっていきますよということになっているんですけど、これを見ても、じゃあ具体的に何をどうしていくのかというところが全く見えてこないで、是非、やっぱり取組をですね、広く町民の皆さんに理解していただくためにもですね、やっぱり徹底したそういう説明といいますか、PRといいますか、そういうことを是非やっていていただきたいなということを期待したいと思って、今、言うんですけども、このことについて、最後にお尋ねをして終わりたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃっているとおり、非常に、貝の館を総務課のほうに、気候

変動対策係という係を設置してですね、これから運営していくという部分が、非常に見えづらいと、分かりづらいというような御指摘でございます。私も3月に一般質問をいただいた部分の中で、これから進めていくという部分の中では、これまで貝の館については、観光振興という、そういう部分の中で取り組んできたんですが、今後は、先ほどから出ている気候変動、さらには生物多様性、そして教育文化学習といった、主に環境教育、これをやはり中心とした部分の中で運営を進めていきたいというふうに考えております。ですから、難波議員からおっしゃった、非常に分かりづらいという部分については、6月1日からオープンをいたしますので、町民向けにですね、広報等を通じて、こういうふうに貝の館は生まれ変わって、新たに設置して行っていくというものを、今、御指摘いただいたとおり、分かりやすい部分の中で説明して、多くの方々に利用していただく、そういうような施設にですね、してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） 今回の条例の一部改正の提案なんですけれども、新旧対照表では変わる所だけしか載っていませんので、この条例をもう1回、見てみたんですけれども、第1条に設置が書いてあって、この中では、蘭越町における知的財産の創生、学術文化の向上と観光の振興を図るため蘭越町貝の館を設置すると、こうなっているんですよ。ここの部分は今回、変わっていませんから、当然、観光の振興ということもまだあるわけですし、少なくともあそこを通過する、あるいは訪れる人たちのためには、観光の振興を図るということも、十分大事な要素として残っているわけですからね、そういう視点もやっぱり、考え併せていかないとなかなか、やっぱりいわゆる貝の館をちょっと覗いてみようという人たちには、知的財産の創生とか、学術文化の向上という視点はあまりない人たちがね、やっぱり何か珍しいものがないかということに来る人のためにも、やっぱり観光振興の視点もやっぱり決して忘れてはいけないということで、これはやっぱり総務課サイドだけでね、これからやっていこうとするとなかなか難しい面もあると思いますので、そこはやっぱり庁内連携で、やっぱり商工観光と連携をした、そういうつながりの中で、そういうのを時折りに連携をしていくというそういう体制で、是非、これからも続けていってほしいと、そういうことを最後お願いして終わりたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えします。

議員、おっしゃったとおり、貝の館の設置目的には知的財産の創生、学術文化の向上と観光振興を図ると、そういうふうに設置を定めております。ですから、大気・海洋交流センターというのは学術文化の向上の中に含んでこれから進めていくというふうに考えておりますし、観光振興についても、教育という、非常に環境教育は重点的に進めていきますが、観光というものを行わないというかたちではございませんので、連携をしながらですね、より多くの人方に、これまで貝の館というものが、蘭越町に貝の館があるというものをもっともっとPRして、教育、さらには観光、そういう部分の中に多くの人方が利用してもらえる、そういう施設にすることが必要だというふうに考えておりますので、連携とりながら行ってまいります。御理解を願いたいと思います

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

3番田村議員。

○3番（田村陽子） はい。3番田村です。

2点ほどお伺いいたします。

5月9日、昨日までの募集ということで、貝の館のこの新しくオープンする際に従事してもらえる方の募集をされていたと思うんですけども、その募集が、応募があったのか、見つかったのか、6月1日からこの方が見つかったとしたら、その方に、オープンが6月1日というふうに聞いておりますけれども、そこに新たなスタートが切れるのか、そういう部分を1つお聞きしたいのと、もう1つは、今まで、貝の館存在してました。地域なり町民、子供たちは学校で見に行ったりしていると思うんですけども、町民や港の地域住民にとって、貝の館の存在をしっかりと振り返った上で、この次のスタートをしようとしているのか、成果とか、成果というかね、今までの貝の館の存在がどう利用されてきたのか、そしてこれからどうされて、その振り返りをされた上で次のスタートをしていこうとしているのか、反省も含めてですけども、そういうところがあれば、聞かせていただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 今野総務課参事

○総務課参事（今野満） 田村議員の質問にお答えいたします。

貝の館のほうで、5月9日まで地域おこし協力隊ということで、職員のほう募集をかけておりましたけれども、これまでですね、募集というか応募の件数はですね、ありませんので、また引き続きですね、募集についてはかけていきたいと考えております。

それで、つづきまして、その貝の館の振り返りっていう御質問についてなんですけれども、なかなか貝の館というのが、その地域においてですね、港地区においてっていいですか、貝の、これまで展示とかですね、そのクリオネの展示とか、そういう様々な活動を展開していたわけなんですけれども、地域に特化してその学術運営という部分については、これまでなされていなかったとは思いますが、今回のゴールデンウィーク等も踏まえましてですね、昨年よりも、コロナが、対策もおさまって、活動も自由になったということもありまして、参観者については増えている状況ではありますけれども、これをもっとですね、港地区だけではなくて、町内にもPRするようなかたちでですね、先ほど難波議員の御質問にもありましたように、町内の住民の方にも向けてPRして、これからその大気・海洋交流センターの活動等も踏まえまして、PRできるように取り組みのほうを進めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） はい。スタートするけれども、募集している人が決まっていない、募集件数がないということは、それ自体、かなりしっかり見直すというかね、以前、前回、淀谷議員も指摘されたと思いますけれども、やはりいろんなハードルとか、そういう部分も高かったりするのかなというふうにも思います。何人か私、おすすめたんですけども、学士のあれは持っていないから応募できないんじゃないかとかいうふうなところで思いとどまった人も存じております。聞いてみたらどうですかということ言ってみたんですけども、そのあとそこがネックになっているのかなという部分もあったりします。募集要項にですね、その地域住民とのコミュニケーションがとれる人、よくとってくれたり、そういうことが好きな人とかいう部分もありましたので、施設ってやはり地域住民、大き

く言えば蘭越町民ですけれども、地域のこの存在があるということは、地域住民にとってすごく宝であったり、おすすめしたい、連れて行きたいとか、そういう地域住民に愛されないと、いくらいろんな新しいことをしようと思っても、本当に計画ばかりが、文言ばかりが先走ってというふうなことになるのではないかなという、先ほども難波議員もおっしゃっていましたが、そういう部分で、私はずっと今回、これも感じています。専門職として募集するのも、見つければ良かったんでしょうけども、もっとそういう意味での、ここを6月1日にスタートするっていう、それなのに新しいこの置こうとしている人が見つからないと、こういう状況をしっかりと内部でもう一度、振り返っていただきたいと思います。先ほどの、今までの振り返りの中でも、町民が、行っていない人もやはりいるかと思うんですよね。それは港地区がもっと存在としてコミュニケーションをとったり、巻き込んだり、以前にも私、申し上げましたが、商店とのもっといろんなコラボをしていったり、地域住民にとってプラスになっている存在にならない限り、この新しく、なかなかスタートしても、町民の足も届かないと思うんですよね。具体的なこういう学術交流とかということ、目的とされておりまして、今後、この具体的なこの学術交流というものの具体的なものがあれば、それをちょっと今、考えているものを教えていただけますか。それを聞いて終わりたいと思います。

○議長（富樫順悦） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 田村議員の学術交流の御質問にお答えさせていただきます。

大気・海洋交流センター、先ほども6月1日にオープンを予定しているということで御説明させていただきましたけれども、この大気・海洋交流センター内にですね、学習コーナーというブースを設けまして、この中でですね、児童・生徒、また興味のある大人の方にですね、その気候変動について学んでいただけるようなコーナーを開設することを計画しておりますので、それをもって学術交流を図っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） はい。より多くの児童なり、子供さんたち、車でし

か行けないですね。どうしてもあそこね。やはり、この大きなものを掲げて、目的掲げて、たくさんの人に足を運んでいただきたいと思うなら、子供たちが町からでも行きたいと思った時に行けるような足、交通手段、そういう部分の考えも、今回の、このあとね、リニューアルしていく部分の中で、多くの子供たちが気軽に行けるような足の考えも、町として必要ではないでしょうか。そこのところお考えありますか。

○議長（富樫順悦） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 田村議員の質問にお答えいたします。

この気候変動の問題についてですね、各小中学生がですね、総合的な学びの時間とかですね、学習できるようにですね、町内の各小中学校のほうにもPRしていきたいと思いますし、また可能であればですね、町外の学校等におきましてもPRできるように進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 学校単位で行く分に関しては、足はあると思いますね。バスとかですね、学校単位で。ただ、そうではなくって、私が申し上げたいのは、本当に蘭越町ちょっと広いから、その足の問題、これからも多分、町内の交通、公共交通も含めて考えなきゃならないときに来ていますよね。そういう意味での子供たちが気軽に乗れる、動ける、そういうスタイルという部分での、お休みの日とかね、学校の休みの日とか、そういうことの検討も必要ではないかというふうに質問させていただいたんですけども、そこのところお聞かせください。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） 田村議員の再々質問にお答えします。

並行在来線に伴ってですね、今、町内の公共交通をどうするかということ、御承知だと思いますけれども、今年度から真剣に議論していくという中で、観光施設についても、当然ですね、そこらについての施設を対象に、その路線として該当させていく、そんなことも検討の中に入っておりますので、今、言われました、議員からの御提案を十分、念頭に置きながらで

すね、今後、考えていきたいというふうに思っておりますので、是非、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

5 番永井議員。

○5 番（永井浩） この目的、設置目的のところ、調査研究、大気、気象、気候だとかのね、そういうの研究していろいろ発信していくということですが、担当が商工観光課から今、総務課に移っております。気象、大気、いろいろ、いろんな部門があると思うんですけども、汚染だとか、気候変動による、何と言うんですか、雪その他いろいろありますが、ちょうど総務課には防災監がおりますので、当然、この防災のほうですね、災害の発信も、追加しなければ意味がないと思いますので、そのへんの展示だとか、それから提案だとか、啓発だとかってというのは、やっぱり大気の変動、併せてやっていくというのは、本当に非常に大事だと思います。どうしても災害は事後処理になる、必ず災害起きてから調べなければならないとか、こうだった、ああだったってことがありますので、特に蘭越町、また北海道全体、観光客来ますから、北海道の災害でこういう気候になった場合、どういうところが危ない、地震が起きた場合はどういうところが危ないということをより多く皆さんに発信できる施設であることを、私は望みたいと思いますので、そのへんよろしく願いいたします。

○議長（富樫順悦） 答弁いいですか。

今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 永井議員の御意見について、回答させていただきます。

気候変動による、気候変動に伴うですね、異常気象等によるゲリラ豪雨等、いろんな災害も想定されております。その中でこの大気・海洋交流センターのほうでもですね、そういう防災に関する情報ですとか、その防災に使用する備品とかですね、防災監を含めてですね、どうかたちで情報発信ができるかですね、検討して、そのようなかたちで町民の皆さんや、来館者の方にですね、情報発信できるように内部で検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町貝の館条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第7、議案第4号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） ただいま上程されました、議案第4号工事請負契約の締結について、御説明いたします。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負の契約であるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、大谷第1揚水機場ポンプ更新工事です。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は消費税1,830万円を含む2億130万円であります。

予定工期は、令和5年3月22日としております。

契約の相手方は、日星・長澤特定建設工事共同企業体、代表者札幌市東区北6条東4丁目1番地7、株式会社日星電機、代表取締役中谷光弘氏であります。

入札参加業者は、日星・長澤特定建設工事共同企業体のほか、新栄・原田特定建設工事共同企業体、荏原商事・田中特定建設工事共同企業体の3つの特定建設工事共同企業体を指名しました。

入札執行日は、4月25日です。

次に、工事の概要について申し上げます。参考資料4を御覧ください。

最初のページは、地下階ポンプ室、1階電気室の平面図、電気室、ポンプ室の断面図です。色付けした部分が、施工箇所となっており、主ポンプとして横軸両吸込渦巻ポンプ1台、主電動機として400ボルト、110キロワット、かご型1台ほか、資材機器数量一覧表のとおりです。次のページを御覧ください。

地下階配管平面図で御覧のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第8、議案第5号、議案第6号工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） ただいま一括上程されました、議案第5号及び議案第6号工事請負契約の締結について、御説明いたします。

両事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第5号の契約の目的は、第3団地公営住宅屋根・外壁改修工事です。
契約の方法は指名競争入札で、契約金額は消費税498万円を含む5、478万円であります。

予定工期は、令和4年10月20日としております。

契約の相手方は、荒谷・テクノバンハウス経常建設共同企業体、代表者磯谷郡蘭越町港町37番地、荒谷建設、代表荒谷直子氏であります。

入札参加業者は、荒谷・テクノバンハウス経常建設共同企業体のほか、菅原・佐藤経常建設共同企業体、株式会社志比川組の2の経常建設共同企業体と、1社を指名しました。

入札執行日は、4月25日です。

次に、工事の概要について申し上げます。参考資料⑤を御覧ください。

建物の立面図ですが、上が改修前、下が改修後であります。

この住宅は、平成4年度に建設され、構造はセラミックブロック造であります。

改修内容の詳細は、資料右側の凡例に記載をしておりますが、主な内容は、屋根、外壁及び内窓の改修です。

屋根は、耐久性の高い材質への張替え、外壁は断熱性の高い壁材の取付け、内窓は断熱性の高い複層ガラスへの交換などであります。

つづいて、議案第6号について御説明いたします。

契約の目的は、曙団地公営住宅屋根・外壁改修工事です。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は消費税481万円を含む5、291万円であります。

予定工期は、令和4年10月20日としております。

契約の相手方は、磯谷郡蘭越町蘭越町930番地3、株式会社志比川組、代表取締役志比川潤氏であります。

入札参加業者は、先ほどの第3団地公営住宅と同一の2の経常建設共同企業体と、1社を指名いたしました。

入札執行日は、4月25日です。

次に、この工事の概要について申し上げます。参考資料は⑥を御覧ください。

この住宅は、平成6年度に建設され、構造はセラミックブロック造です。

内容は、先ほどの第3団地公営住宅とほぼ同様ですので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号、議案第6号工事請負契約の締結についてを一括で採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第9、議案第7号動産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第7号動産の取得について御説明いたします。

本議案は、予定価格が700万円以上の動産の取得であるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

動産の種類は、除雪トラック1台、仕様は10トン級の6輪駆動車です。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は消費税379万5,000円を含む4,187万80円であります。

納入期限は、令和5年3月24日としております。

契約の相手方は、小樽市塩谷2丁目1番7号、UDトラックス北海道株式会社小樽支店、支店長一圓浩二氏であります。

入札指名業者はUDトラックス北海道株式会社小樽支店のほか、北海道いすゞ自動車株式会社小樽支店、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう小樽支店の3社を指名しましたが、北海道いすゞ自動車及び三菱

ふそうトラック・バスについては、入札を辞退されました。

入札執行日は、4月25日でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番田村議員。

○3番（田村陽子） はい。3番田村です。

納入期限のところでちょっとお伺いしたいと思います。

これ、期限ということは、最後だと思うんだけど、今年の次の冬には間に合うんですか。間に合うように入る予定なのか。これは最後の期限だと思うんですけど、今年の冬には間に合うようにということですか。

○議長（富樫順悦） 北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） 田村議員の御質問にお答えいたします。

この除雪トラックにつきましては、特別仕様のために工期が相当程度かかると、なおかつ今のこういったなかなかその部品調達が困難な状況がありますので、大雑把に言って、1年近くであろうということは、予算編成時期においてもですね、いくつかの業者のほうに確認をしまして、そのように聞いております。そうしたことから、本来であれば、来シーズンといいますか、今年度の冬の除雪に間に合わせてやりたかったわけですがけれども、どうしても車両の特殊性を勘案しますと、こういった納期になるということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 状況によっては、もしかしたら間に合うかもしれないと、お尻のところが来春の最後だということで捉えて、もし間に合わなかったら、実際稼働するのは次のシーズンからだということですね。はい。分かりました。以上。いいです。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号動産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第10、議案8号令和4年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第8号令和4年度蘭越町一般会計補正予算第1号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は62億9,300万円で、歳入歳出それぞれ360万円を追加し、62億9,660万円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。

6ページを御覧願います。

2款総務費 1項総務管理費 15目貝の館費、補正額300万円。特定財源のその他300万円は、海の学びミュージアムサポート助成金で、貝の館内に大気・海洋交流センターの開設に当たり、持続可能な社会へ向けたカーボンニュートラルの取組みと海洋温暖化に繋がる体験学習プログラムの展開と実践に対し、助成金が採択されたものです。17備品購入費300万円。プロジェクター、サイネージ、デスクライトほかを購入するもので、情報発信の拠点となる教育・文化、環境学習の場を整備するものです。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額60万円。

特定財源のその他60万円は、子ども・子育て基金指定寄附金です。24積立金60万円。子ども・子育て基金積立金で、今年度新たに創設させていただいた基金でございますが、2件の寄附がありましたので積立させていただきます。

つづきまして、歳入に戻ります。5ページを御覧願います。

19款寄附金、22款諸収入は説明を省略します。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号令和4年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第11、議案第9号令和4年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） ただいま上程されました、議案第9号令和4年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号につきまして、御説明いたします。

この会計の現在の予算総額は6,685万円で、この総額に36万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,721万円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後

の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。

6ページを御覧願います。

1款サービス事業費 1項居宅サービス事業費 2目通所介護事業費、補正額36万円。10節需用費36万円。修繕料で、高齢者生活福祉センターこんぶで使用していますデイサービス利用者の送迎用ワゴン車が、敷地内に駐車する際、左側前輪から後輪にかけての車体側面を、花壇コンクリート部に接触して損傷したことから板金塗装修理するものです。

次に歳入について、御説明いたします。5ページを御覧願います。

4款諸収入 2項雑入 1目雑入、補正額36万円。自動車損害共済金36万円。歳出に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番田村議員。

○3番（田村陽子） はい。3番田村です。

車こすってというか、事故は、それはもう本当にいたっていつでもないに越したことはないんだけど、その時の送迎に関しての利用者さんとか、そこに職員の方とか、そういう方たちへのその時の被害というのはなかったのでしょうか。それだけお伺いします。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） 田村議員の御質問にお答えいたします。

この事故を起こしたときは、もう既に送迎が終わってまして、管理人さんが周辺の管理事業をしておりまして。そこで車を玄関のポーチに停めていたんですが、そこに1台車が来たことによって、その車を駐車するスペースを確保しようとしてまして、ちょっと移動したんですけれども、その時に花壇の塀にぶつけたというふうになっていますので、利用者さんには全然問題はありません。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） はい。今後、くれぐれも気を付けて、その御本人も、運転する方も、周りの方も、事故はあることも可能性はあるんだと思うんだけど、そのところの配慮だけはきっちりお願いいたします。以上。いいです。終わります。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号令和4年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、令和4年第2回蘭越町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時32分 閉会